

令和4年度 最低賃金審議状況一覧表(地域・特定最賃決定までの経過)

宮城労働局

1 最低賃金審議会 本審

審議会等回数	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
件名	4.6.29(公開)	4.7.28(公開)	4.8.23(公開)	5年3月(公開)
本審議会	会長等選出 (会長熊谷委員、会長代理内藤委員) 宮城地方最低賃金審議会運営規定等改正について(改正案のとおり改正) 宮城県最低賃金の改正決定の諮問 宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について(専門部会を設置する、意見聴取を行う) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする) 特定最低賃金について (必要性の有無の審議は本審で行う) 会議資料の説明	令和4年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達(当日まで目安示されず) 令和4年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(宮城一般、県労連から1名ずつ聴取) 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について(報告) 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取について(労使からの意見なかった) 会議資料の説明	審議会意見に対する異議申出について(3件の意義申出があり、いずれも棄却) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (3業種とも必要性ありで答申) 特定最低賃金改正決定について(諮問) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする)	特定最低賃金の審議状況について(報告) 最低賃金の周知に係る取組状況について(報告) 最低賃金の履行確保にかかる取組状況について(報告) 令和5年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について(報告、3業種とも意向表明あり) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について(報告)

2 地域別最低賃金専門部会

県最賃	諮問 4.6.29 答申 4.8.5 時間額 883円 引上げ額 時間額 30円 官報公示 4.9.1 発効日 4.10.1 (法定どおり)	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
		4.7.28 4.8.3 4.8.4 4.8.5	部会長等の選出 (部会長熊谷委員、部会長代理内藤委員) 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程について(本日施行) 宮城県最低賃金専門部会の公開について(非公開とし、議事要旨を公開) 賃金改定状況調査結果を説明 宮城県最低賃金の改定審議資料説明 令和4年賃金実態調査結果説明 金額審議(目安なく次回提示となった)	目安(+30円)について説明伝達 金額審議(労+34円、使+21円)	金額審議(労+33円、使+21円)

適用使用者数 73,018人
 適用労働者数 909,900人
 (令和4年度版 最低賃金決定要覧)

3 特定最低賃金専門部会

鉄鋼業	諮問 (4.8.23) 答申 (4.10.7) 時間額 983円 引上げ額 時間額 30円 官報公示 4.11.8 発効日 4.12.15 (指定日)	第 1 回	第 2 回	第 3 回	適用使用者数 13人 適用労働者数 1,400人 (令和4年度版 最低賃金決定要覧)
		4.9.29	4.10.4	4.10.7	
電子回路、部品、電気機械器具製造業	諮問 (4.8.23) 答申 (4.10.12) 時間額 919円 引上げ額 時間額 29円 官報公示 4.11.11 発効日 4.12.15 (指定日)	第 1 回	第 2 回	第 3 回	適用使用者数 305人 適用労働者数 15,640人 (令和4年度版 最低賃金決定要覧)
		4.10.3	4.10.11	4.10.12	
自動車小売業	諮問 (4.8.23) 答申 (4.10.11) 時間額 946円 引上げ額 時間額 28円 官報公示 4.11.10 発効日 4.12.15 (指定日)	第 1 回	第 2 回	第 3 回	適用使用者数 940人 適用労働者数 8,300人 (令和4年度版 最低賃金決定要覧)
		4.9.29	4.10.5	4.10.11	

宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料 2

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.9	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	R4.10.1	3.52	R4.12.15	3.15	R4.12.15	3.26	R4.12.15	3.05

宮城県の最低賃金の未満率、影響率

資料 3

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率	未満率	影響率
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	1.58	1.67	7.69	8.08	8.92	9.11	1.39	1.39
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	3.69	10.41	0.39	0.39	6.41	7.32	0.90	1.13
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	2.58	4.52	2.00	2.03	6.21	16.60	3.48	4.00
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	4.32	10.85	0.00	0.00	4.96	8.90	1.34	1.90
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	1.74	7.55	0.51	0.93	7.87	16.62	1.40	2.55
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	2.57	7.39	0.40	0.80	4.53	9.30	2.30	3.28
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	1.41	11.52	0.00	0.24	7.45	16.97	3.64	4.43
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	1.78	8.95	0.00	2.97	5.11	15.10	0.56	1.85
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	1.73	14.03	1.03	2.06	3.73	28.17	2.56	4.04
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	1.45	6.31	0.00	0.00	10.38	15.43	2.60	3.18
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	1.18	17.98	0.00	0.00	1.90	18.70	2.61	5.02
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	1.33	18.87	0.00	0.00	3.09	20.09	3.15	6.87

未満率:最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合
 影響率:最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合

令和 4 年度最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（記者発表）

（1）最低賃金を中心とした監督指導結果の公表（参考資料 1）

7月 11 日、令和 3 年度（令和 4 年 1 月～3 月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した。

（240 件実施、うち最賃違反 44 件、違反率 18.3%。（前年比 12.2 ポイント増加））

（2）地域別最低賃金の周知

① 6 月 21 日、第 1 回最賃審議会（6/29）を開催し改正諮問する旨（参考資料 2）

② 8 月 5 日、宮城県最低賃金専門部会にて全会一致で結審し、答申（883 円に改正）された旨（参考資料 3）

③ 9 月 1 日、10 月 1 日から 883 円に改正されることが決定した旨（参考資料 4）

④ 9 月 29 日、改めて 10 月 1 日から改正の旨、周知広報の取組の旨（参考資料 5）

（3）特定最低賃金の周知

① 11 月 15 日、3 業種の特定最低賃金が 12 月 15 日に改正されることが決定した旨（参考資料 6）

② 12 月 12 日、改めて 3 業種の特定最低賃金が 12 月 15 日に改正される旨。（参考資料 7）

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日直後に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対し電話により追加で依頼。結果、県・市町村 36 自治体全ての広報誌に掲載された（Web 掲載等を含む）。

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金（10 月 1 日から 883 円に改正の旨）

① 令和 4 年 9 月 29 日から順次発送

② 送付先は、計 978 機関・団体等

県内自治体（36 か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌

社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、
県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場 (149 件)、過去 5
年間の法令違反指導事業場 (136 件) を含む)

(2) 特定最低賃金 (12 月 15 日から改正の旨)

①令和 4 年 12 月 7 日から順次発送

②送付先は、計 1,129 機関・団体等。

上記 1,129 機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。

(個別に送付した、電子部品等製造業 311 事業場、鉄鋼業 13 事業場、自動車小
売業 465 事業場(外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む)を含む。)

5 ローカル FM 放送による周知 (10 月 1 日から 883 円に改正の旨)

宮城県最低賃金についてローカル FM 放送局、県内 10 社に対して放送依頼を行った。
そのうち 7 社で放送された。

6 その他の取組みによる周知

(1) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優の飯豊まりえさん
の画像を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。

宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額
を表示した「最低賃金シール」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても
幅広く最低賃金額の周知徹底を図った。また、シールが傘下会員に対する周知に有効
だとしてシール提供の依頼があった団体にシールを提供した。

(参考資料 8)

(2) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局
HP (ホームページ) のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低
賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

(3) 特定最低賃金の適用業種及び適用対象労働者をわかりやすく周知するため、特定最低
賃金リーフレットに業種コードとその名称、対象労働者にかかる留意事項を掲載 (令和
3 年度～) した。(参考資料 9)

(4) キャリア支援センター等で SNS により情報発信している県内 10 大学に対し、改正
最低賃金について SNS による情報発信を依頼した。

7 JR 主要駅へのポスター掲示による周知 (厚生労働本省が実施)

宮城県内の JR 主要 11 駅 (仙台、あおば通、名取、南仙台、長町、岩沼、多賀城、小
鶴新田、中野栄、陸前高砂、古川) に 10/1 の発効日に合わせ一週間 (9/27~10/3) ポス
ターを掲示。

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成21年～令和5年)

年	法違反の状況			法違反の認識状況(%)			最低賃金額未滿労働者の状況		
	監督実施 事業場数	最低賃金 法第4条 違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知ら ないが最賃 が適用され ることは 知っていた	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未滿 労働者数	未滿 労働者数の 比率 (%)
21	124	37	29.8	56.5	42.7	0.8	2,274	166	7.3
22	192	35	18.2	56.3	42.2	1.5	2,969	206	6.9
23	206	42	20.4	54.9	43.7	1.4	2,596	125	4.8
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4
3	244	15	6.1	88.1	11.9	0.0	1,939	27	1.4
4	209	34	16.3	58.8	32.4	8.8	1,474	74	5.0
5	70	10	14.3	78.6	18.6	2.8	377	48	12.7

(注) 1 令和5年は1月末現在の数値である。

2 法違反の認識状況は対象全数の比率である(全国集計は「法違反事業場の認識状況」であるが、母数が少ないことによる数値変動が大きいいため全数を母数とした)。

令和 4 年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	13 (13)	1,410 (1,400)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	314 (305)	14,210 (15,640)
自動車小売業	917 (940)	7,950 (8,300)
産業別最低賃金合計	1,244 (1,258)	23,570 (25,340)

※ 令和 4 年 12 月 1 日現在の集計数である。

※ 平成 28 年経済センサス活動調査（母集団 DB（令和 2 年次フレーム））及び平成 4 年度賃金実態調査結果等を基に推計したものである。

※ カッコ内は前年度の数字である。

令和5年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R4.12.1現在)
改正	<p>宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業（高炉による製鉄業、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）</p>	令和5年 3月8日	<p>基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一</p>	<p>13 1,410</p>
	<p>宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）</p>		<p>電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 ^{ひとし} 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴</p>	<p>314 14,210</p>
	<p>宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）</p>		<p>自動車総連 宮城地方協議会 議長 杉山 ^{こう} 剛</p>	<p>917 7,950</p>

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和4年度）

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1) 「宮城働き方改革推進支援センター（以下、センター）」の設置

- ア 委託先：㈱TMC経営支援センター
- イ 開設日：毎日（土日祝祭日を除く）
- ウ 相談受付等の実績（令和5年1月末現在）

年 度	窓口相談の件数	派遣相談
H27	80 件	6 件
H28	162 件	33 件
H29	185 件	18 件
H30	355 件	169 件
R 1	734 件	281 件
R 2	403 件	99 件
R 3	820 件	363 件
R 4	728 件	544 件

(2) 周知と広報の取組み

センターの設置に関して、宮城労働局のHP、メルマガでの公表や新聞掲載、SNSでの発信の他、関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付決定・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金は設備投資等により生産性を向上させ、事業場内の最低賃金の引き上げを図る事業者を支援するための助成金だが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え物価高騰等を踏まえた支援のため、令和4年9月に要件緩和及び拡充が行われ、12月には補正予算による支給額の引き上げ等が行われた。

助成金について県内事業者に広く活用を促すため、みやぎ働き方改革推進支援センターに協力を求めたほか、令和4年9月以降、労働基準部長が関係団体を訪問し制度の改善点等を説明し、傘下団体等への周知を依頼した。

また、労働基準監督署、ハローワークに助成金リーフレットの配架依頼を行い県民に幅広く周知した。

別途、年間を通じて宮城労働局職員が啓発指導等で事業所訪問した際にリーフレット等の資料を持参して事業主に対し活用を促した。

その他、宮城労働局メルマガジン、宮城労働局ホームページ等の広報ツールを使用した周知活動を積極的に行った。

令和4年度 賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況

令和5年2月末現在

種 類	助成要件	申請件数 (※)	交付決定・認定件数 (※)
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合	通常コース 59件 特例コース 30件	39件 10件
		令和3年度 55件 令和3年度 1件	令和3年度 43件 令和3年度 0件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した場合	39件	39件
		令和3年度 44件	令和3年度 44件
人材確保等助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合	(令和3年度廃止) 0件	3件
		令和3年度 36件	令和3年度 36件

※キャリアアップ助成金、人材確保等助成金については、計画届出件数及び計画認定件数を計上。

業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

【助成率】

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円（60万円）	45万円（80万円）	60万円（110万円）	90万円（170万円）
2～3人	50万円（90万円）	70万円（110万円）	90万円（160万円）	150万円（240万円）
4～6人	70万円（100万円）	100万円（140万円）	150万円（190万円）	270万円（290万円）
7人以上	100万円（120万円）	150万円（160万円）	230万円	450万円
10人以上	120万円（130万円）	180万円	300万円	600万円

※（）書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して15%減）、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃920円未満の場合のみ対象。

助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

【助成対象の特例的な拡充】

コロナ禍で売上高等が15%以上減少した事業者や原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。
 ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
 ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
 ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

＜関連する経費について＞

＜生産性向上に資する設備投資＞
 デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配達できるようデリバリー用3輪バイクを導入



＜関連する経費＞
 デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



物価高騰等を踏まえた業務改善助成金の拡充（令和4年9月1日～）

中央最低賃金審議会答申（令和4年8月2日）を踏まえ、以下の事業者を対象とした支援を拡充するもの。

- ・原材料費等の高騰の影響を受けている事業者
- ・最低賃金が相対的に低い地域の事業者

原材料費等の高騰の影響を受けている事業者への支援

	特例の対象事業者	対象経費
現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等と比べ30%以上減少している事業者	定員11人以上の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器
拡充	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器

通常コース

最低賃金が相対的に低い地域における事業者への支援

現行		拡充		
900円未満	900円以上	870円未満	870円以上920円未満	920円以上
4/5(9/10)	3/4(4/5)	9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

（）内は生産性要件を満たした事業者の場合

※ 上記通常コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

特例コース

	対象事業者	対象経費
現行	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が、前年等と比べ30%以上減少している事業者	（定員11人以上の自動車・PC等に加え） 「関連する経費」 （※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る）
拡充	コロナの影響により売上高等が30%以上減少した事業者 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が5%ポイント以上低下した事業者	（定員7人以上又は200万円以下の自動車・PC等に加え） 「関連する経費」 （※業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合に限る）

現行		拡充	
一律3/4		920円未満	920円以上
		4/5	3/4

※ 上記特例コースの拡充に併せ、所要の改正を実施。

業務改善助成金(令和4年12月12日～)

令和4年度第二次補正予算額 100億円

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

賃金
引上げ

設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

【対象事業場】

・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

【助成率】（）内は生産性要件を満たした事業場の場合

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

【拡充内容】

- ①【助成上限額】：特に最賃引上げが困難と考えられる「事業場規模30人未満の事業者」に対して、助成上限額を引上げ
- ②【助成対象経費】：特例事業者の助成対象経費を拡充
- ③事業場規模を100人以下とする要件を廃止

①【助成上限額】（事業場規模30人未満の事業者が対象）（単位：万円）

引き上げる 労働者数	引上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→60	45→80	60→110	90→170
2～3人	50→90	70→110	90→160	150→240
4～6人	70→100	100→140	150→190	270→290
7人以上	100→120	150→160	230	450
10人以上(※)	120→130	180	300	600

(※) 事業場内最低賃金が920円未満の事業者、コロナの影響により売上高等が15%減少した事業者又は物価高騰等により利益率が3%ポイント以上低下した事業者のいずれか

②【特例事業者の助成対象経費の拡充】

拡充	特例対象事業場	対象経費
	コロナの影響により売上高等が15%以上減少した事業場 又は 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業場	定員7人以上又は200万円以下の自動車、貨物自動車、パソコン等の端末及び周辺機器 + 「関連する経費」

3 助成対象の例

設備
投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

コンサル
ティグ

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮